

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第100号

2012

創価大学

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規程による公表を目的として、平成24年9月15日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条1項（いわゆる課程博士）によるものである。

創価大学

氏名（本籍）	王玉玲（中国）
学位の種類	博士（人文学）
学位記番号	甲第100号
学位授与の日付	平成24年9月15日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	中・日災異の比較研究—政治・社会との関係を中心に—
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 坂井 孝一 文学研究科教授 委員 林 俊雄 文学研究科教授 委員 菅野 博史 文学研究科教授

博士論文審査および最終試験報告書（課程博士）

主査 坂井孝一 本学文学研究科教授
委員 林 俊雄 本学文学研究科教授
委員 菅野博史 本学文学研究科教授

博士（人文学）学位請求論文提出者

氏名 王玉玲（おうぎょくれい）（女）
生年月日 1984年1月31日（満27歳）

論文題目

「中・日災異の比較研究 ―政治・社会との関係を中心に―」

1 内容の要旨

本論文は、本論を第一部・第二部・第三部の三部構成とし、前後に序章および終章を設けている。また、随所に筆者作成の数頁にわたる表を挿入している。論文全体の枚数は、400字原稿用紙に換算しておよそ800枚である。

本論文は、古代・中世の中国および日本において、天変地異のような災異現象を単なる自然現象とするのではなく、超自然的な存在が人間に意思を伝達するための媒介と認識されていたことに着目し、中国と日本における災異現象、災異が生じた時の対処、そして災異の意義を比較・検討することにより、災異が中国と日本それぞれの政治・社会に与えた歴史的影響を明らかにすることを目的としている。対象とした時代は、中国については漢代・唐代・宋代、日本については飛鳥時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代である。数世紀から十数世紀に及ぶ極めて長い期間を対象としつつ、丹念に歴史学的考察を行っている点が大きな特徴である。

本論文の目次（細目を省く）は以下の通りである。

序章

- 第一節 本論文の目的
- 第二節 研究状況
- 第三節 本論文の構成及び研究方法

第一部 災異説の発生及び展開

第一章 災異及び災異説の起源

- 第一節 中国における災異及び災異説の起源
 - 第二節 日本における災異及び災異認識の起源
- 小括

- 第二章 災異説の展開及び整理
 - 第一節 漢代における災異説の整理
 - 第二節 漢代における災異と政治
- 小括

第二部 災異説の踏襲及び東漸

- 第一章 唐代における災異
 - 第一節 唐代における災異認識
 - 第二節 唐代における災異と政治
- 小括
- 第二章 災異説の東漸
 - 第一節 日本における災異説の伝来及び受容
 - 第二節 律令政治期における災異
 - 第三節 王朝政治期における災異の概観
- 小括
- 第三章 唐代と奈良・平安時代における災異の比較
 - 第一節 災異及び災異認識の問題
 - 第二節 災異対処の問題
 - 第三節 災異と政治との関係の問題

第三部 災異説の変容

- 第一章 宋代における災異
 - 第一節 宋代における災異
 - 第二節 政治における災異の意義
- 小括
- 第二章 鎌倉時代における災異
 - 第一節 鎌倉時代における災異
 - 第二節 『吾妻鏡』災異記事の編纂方針及び意義
- 小括

終章

- 第一節 中・日における災異の歴史的展開
- 第二節 中・日の災異における異同及びその原因

参考文献

あとがき

本論文の内容の概要は以下の通りである。

序章において、まず古代・中世の中国および日本では、古来、天変地異のような災異を単なる自然現象としてではなく、神々の示現と認識したり、神秘化して崇拝の対象としていたが、時代が下ると、災異を為政者の不徳・失政に対する天の譴告とする天人相関の災異思想が生まれたことにより、災異が政治と関連付けて捉えられるようになったという災異の歴史のあらましを説明する。しかし、こうした災異の歴史的展開を中・日の歴史に即して比較・検討した研究が少ないという研究の現状を指摘し、中・日比較の視点から災異を検討し、その異同を明らかにするという本論文の目的と方法を明示する。

第一部は、中国および日本の古記録および先行研究の成果から、両国における災異現象の認識の起源とその展開を論じた部である。まず第一章において、中国では自然崇拝の原始信仰に起源を持つ災異認識が、春秋・戦国時代を経て、徐々に天人の相関関係をもとにした政治思想へと展開していったことを述べる。

第二章では、漢代における災異説の展開を整理し、董仲舒をはじめとする儒者たちの活躍により災異説が漢一代を風靡する思想となったこと、しかしその一方で神秘的な予言の傾向を持つようになったことを述べる。また、天文変異を示す「天文志」と、自然災害などを記載する「五行志」を設けた最初の正史である『漢書』の分析を通じて、皇帝や重臣が様々な政治闘争に災異を利用するようになった歴史についても論述する。

第二部は、中国の唐代における災異説の展開と、災異説の日本への伝来について論じた部である。まず第一章では、『旧唐書』『新唐書』をはじめとする唐代の諸史料に散見する災異記事を検討し、三省・六部という新たな政治体制のもと、太史局・礼部・祠部が設けられ、災異に対する恒例・臨時の国家的な祭祀や仏教による祭祀活動も行われるようになったことを明らかにする。また、災異をめぐる論争も続いており、災異の政治成因論に対して自然成因論を主張する論調が政治の場に現れてきたことを述べる。

第二章では、災異説の日本への伝来の問題を取り上げ、とくに飛鳥・奈良・平安時代における災異を『六国史』などの諸史料によって分析する。まず、天智朝までは政治中心の傾向をみせていなかった天人相関の災異思想が天武朝に至って政治理念として本格的に受容されるようになったことを明らかにする。次いで、奈良時代の律令政治の展開にしたがい、災異が国家の統制下に置かれ、政治理念として確かな地歩を固めるようになったこと、また聖武朝における国家仏教の興隆が仏教思想の災異への進出を促し、災異説と神仏信仰の融合によって宗教行為成因論と呼べるような災異観念が生まれてきたとする。こうした災異認識は平安時代の朝廷にも踏襲されたが、とくに平安時代前期には、怨霊信仰の出現によって怨霊・山姥が災異を引き起こす新たな主体となったこと、律令政治の衰退によって政治的な対処は形式化し、神仏に対する祈願が災異対処の主流となったことを述べる。ただ、平安時代も後期に至ると、天皇をはじめとする「物忌」が日常化するとともに、「新制」「改元」といった新たな政治的対処が創出されたとする。

続く第三章では、唐代と奈良・平安時代における災異を比較し、両者の違いが唐の太史局・祠部などと日本の陰陽寮・神祇官などの構成の違いから生じたものと主張する。また、中国における災異説は前代のものと大きな相違はなく、災異説の政治的生命力は依然として旺盛であったが、日本における災異説は政治上の実質的な意義をあまり持たず、それに

基づいた対処も形式化したものに過ぎなかったとする。

第三部は、中国の宋代における災異説の変容と、日本の鎌倉時代における災異記事を検討した部である。第一章においては『宋史』を主な史料に用い、理学という新しい儒学の流派の興隆により災異現象の「事応説」が批判を浴びたこと、政治の場では王安石・欧陽脩らが、ある時は事応説に則り、またある時は事応説を批判するなど、災異説は恣意的に利用されたことを述べる。

第二章では、日本の鎌倉時代における災異を公家・武家に分けて考察する。公家と武家の記録における災異記事の間には大きな相違はなく、鎌倉幕府は朝廷の慣習や伝統を基本的には踏襲していたと考えられるが、一方で幕府は幕府の歴史、武家の歴史をもとにして特有の災異体系を築いていたという点もみうけられ、災異は鎌倉時代に至って、公家・武家それぞれの体系へ分化していったと主張する。また、朝廷の政治的権威が低下した鎌倉時代においては、災異情報の掌握および災異への対処は、朝廷が宗教における権威を示唆する手段となり、王権の象徴のひとつになったとする。そして最後に、史料として用いた『吾妻鏡』が幕府による編纂物であることに着目し、『吾妻鏡』における災異記事の編纂方針や意義についても論じる。

終章では、中国と日本における災異や災異認識の歴史的展開についてまとめている。ここでは、上述の異同をあらためて総括し、両国における政治的構造の違いをその原因のひとつとして指摘する。

2 審査結果の要旨

第一部では、まず中国・日本それぞれの災異に関する先行研究にひろく目を配り、整理している点が高く評価できる。ただ、自説と先行研究との関係が若干わかりにくいという点は論述上の問題点といえる。第一部よりも重要な位置づけを持つのが第二部・第三部である。第二部では、中国の唐代における政治機構と災異との関係を明らかにした点が重要である。また、日本における災異に関して、飛鳥時代から平安時代後期に至るまでという長いスパンで災異の歴史的展開を捉えた研究はなく、本論文の果たした研究史上の意義は極めて大きいといえる。ただ、そうであるがゆえに律令政治や王朝政治に関する個々の分析がやや手薄にならざるを得なくなり、災異と政治との関係を必ずしも明快に説明し切れていないという欠点もみられる。これに対し、第三部とくに第二章は、鎌倉時代の幕府と朝廷の史料を詳しく正確に読み込んでおり、『吾妻鏡』の編纂物としての特色にも論及するなど、その分析はかなり高いレベルに達していると評価できる。以上に述べたように、本論文は長い期間を対象とした中・日の比較研究であり、これまで誰もなしえなかった課題に挑戦した意欲的な研究であるといえる。今後は、細部に関してより正確な考察を続けていくことを期待したい。

本論文の公開発表会は、2012年7月11日（水）に学内の会議室において行われ、その翌々日13日（金）に口頭試問の形式で最終試験を行った。口頭試問では3人の審査委員と

本論文執筆者との間で質疑応答が行われ、その後審査委員による判断を合議のうえ決定した。

以下は、質疑の内容の一部である。

「中国の正史の史料的特徴をどのように捉えているか。」「漢代・唐代・宋代の違いをどのようにみるか。また、その間にある王朝についてはどのように考えているか。」「天武朝・奈良時代といった律令政治の時代と、平安中期以降の王朝政治の時代との違いをどのように捉えているか。」「『吾妻鏡』の編纂史料としての限界を論じているが、中国の正史や日本の『六国史』も同様の史料制約があるのではないか。」「漢文史料だけではなく、考古学史料も活用できるのではないか。」

これらの質問に対して、本論文執筆者はそれぞれ適切な応答をした。そのうえで、今回論及できなかった部分や、考察が不十分であった点に関して、今後さらなる研鑽を積み、ひとつひとつ明らかにしていきたいとの旨を述べた。以上のような応答はおおむね満足できるものであった。

本論文は、災異に関する中国と日本の比較研究という壮大な構想のもとに執筆されたものであり、細部にはいまだ不十分な点も残されてはいるものの、研究史上に高く評価されるべき労作といえる。今後の中国・日本における災異研究に資するところ大であることは間違いない。学位請求論文として十分に相当なレベルに達していると考えられる。

よって、本論文は、博士（人文学）を授与するにふさわしい内容を持つものであると判断する。

以上